

大蔵委員會議録第四十二号

昭和三十年七月三十日(土曜日)
午前十一時四分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君
理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君
理事森下 國雄君 理事大平 正芳君
理事奥村又十郎君 理事横路 節雄君
理事春日 一幸君

有馬 英治君 宇都宮徳馬君
菅 太郎君 杉浦 武雄君
竹内 俊吉君 中山 榮一君
福田 越夫君 坊 秀男君
前田房之助君 淺香 忠雄君
川野 芳満君 黒金 泰美君
小山 長規君 石村 英雄君
横山 利秋君 井上 良二君
川島 金次君 田万 廣文君
平岡忠次郎君 石野 久男君

出席政府委員
総理府事務官 後藤 博君
治庁財政部長 藤枝 泉介君
大蔵政務次官 河野 通一君
大蔵事務官 (銀行局長) 小林 鎮夫君
大蔵事務官 (理 財局証券課長) 小 林 鎮夫君
専門員 椎木 文也君

委員外の出席者
大蔵事務官 (理 財局証券課長) 小 林 鎮夫君
専門員 椎木 文也君

七月三十日
委員薄田美朝君辞任につき、その補
欠として田子一民君が議長の名で
委員に選任された。

本日の會議に付した案件
閉会中審査に関する件
委員派遣承認申請の件

第一類第五号

大蔵委員會議録第四十二号 昭和三十年七月三十日

日本輸出入銀行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第二八号)

証券取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一一九号)(參議院送
付)

金融に関する件

○松原委員長 これより會議を開きま
す。

証券取引法の一部を改正する法律案
を議題といたします。春日一幸君より
証券取引法の一部を改正する法律案に
對する各派共同提出の附帯決議につい
て發言を求められておりますので、こ
れを許します。春日一幸君。

○春日委員 現在の証券市場は、実物
取引を主体とし、わずかに信用取引が
それに対する補助的な取引としてある
わけでございます。すなわち、こう
いうような現在の取引方式のもとにお
いて、証券界ははなはだ行き詰まりを
來たてておるのでございます。従いま
して、この際現在のこの証券市場をも
う少し活発化せしめて、同時に産業資
金調達の市場としての役割を十分に活
用できるように制度いかんという問題
が、業界並びに学識経験者その他にお
いて研究されておるのでありますが、
それらの意見は、この際長期清算取引
をも新しく開始してどうかというよ
うな意見も多々述べられておるわけ
でございます。従いまして、この際こう
いうような市場の要望並びに学識経験
者の意見等をも參照いたしまして、次
の附帯決議を付したいと思うのでござ
います。

証券取引法の一部を改正する法
律案に對する附帯決議

長期清算取引の実施の問題につい
ては、証券取引の現状と國民經濟の
実情にかんがみ、政府において積極
的に検討せられたい。

右決議する。

以上であります。

○松原委員長 ただいま春日一幸君よ
り証券取引法の一部を改正する法律案
に對して、各派を代表して附帯決議を
付するの動議が提出されましたが、本
動議の採決は、本案の採決が終つた後
にこれを行います。

本案に関する質疑はすでに大休ん
れておりますので、これにて質疑を
終了し、討論を省略して直ちに採決す
るに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決しました。

これより採決に入ります。証券取引
法の一部を改正する法律案を採決いた
します。お諮りいたします。本案を原
案の通り可決するに御異議はありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本法案は、全会一致を
もつて原案の通り可決いたしました。
次いで本法案に對する各派共同提
出の附帯決議を採決いたします。本附
帯決議を可決するに御異議はありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本附帯決議は可決いたしま
した。

この際お諮りいたします。ただいま
議決いたしました法律案に関する委員
會報告書の作成、提出手続等につきま
しては、委員長に御一任を願つておき
たいと存じますが、御異議はありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさうに決しました。

○松原委員長 次に、金融に関する件
について調査を進めます。質疑を許し
ます。淺香忠雄君。

○淺香委員 この会期末になつてこ
ういふ質問をいたしますのは、この前
に公正取引の關係法案が本委員会に議
題となつておりましたときに、これに
關して質問をしようと思つたんです
が、それが私どもの方の理事との連絡
不十分のために、ほかの議題に差しつ
かえがあらはならぬと思ひまして、
今日まで委員長のご了解を求めて延び
びになつておりました。こういうわけ
で、この会期末に質問をせざるを得な
いような立場になりましたことを皆さ
ん方の御了承をお願いしたいと思ひま
す。

そこで、最初に銀行局長にお伺いし
たいのですが、損害保険事業、あるい
は損害保険といふことについては法律
上定義はいかになつておりますか。そ
の問題について、實質的にはこれはど
うなんですか、その点から一つ聞きた
いと思ひます。

○河野(通)政府委員 保險業法ある
いは商法に於いてあります損害保險とい
うものの範圍は、実は非常にはつきり
しない点がございます。御承知のよう
に保險の分類の仕方は、生命保險と損
害保險といふ分け方もありますし、自
營保險といふふうないろいろやり方は
あると思ひますが、現在では、生命保
險以外のものは損害保險という形です
べての問題を整理いたしております。

従つて、たとえば傷害保險等は自營保
險でありますけれども、損害保險の方
に入つておりました、生命保險では取
り扱わない、こういうことになつてお
りまして、生命保險以外の保險は損害
保險といふことで行政上の線を引いて
おる、こういうふうな御了解いただき
たいと思ひます。

○淺香委員 保險料率の問題ですが、
これは概算の方式に基いて算定されて
おるやうに聞いておるのですが、この
点はどうですか。

○河野(通)政府委員 保險料は、これ
も生命保險と損害保險で違ひますが、
保險料の中には純保險料、その純保險
料は危險率、事故率といったようなも
の経験的な計数からこれをはきき出
してあります。純保險料以外の附加保
險料となるべき事業費その他の経費及
び利潤、こういうことで形成されてお
ります。

○淺香委員 ちょっとお尋ねしたい点
は、消費生活協同組合 あるいは中小

企業等協同組合が最近共済事業として保険をやっておられる。ほとんど共済組合等は保険をやられるようになったのですが、これは不特定多数を近ごろ相手にしておられるような傾向があるのですが、その点について局長はどういうような見解を持っておられますか。

○河野(通)政府委員 消費生活協同組合、あるいは農業協同組合、あるいは中小企業協同組合等が共済事業ということで、保険と実質上近い、あるいは保険そのものを行なっておる事例が相当あるということは事実であります。しかも一応現在の体制のもとにおきましては、法的根拠がある。共済事業というものが目的になっておる、こういうことになっておるのであります。果して現在やっております実態が、共済事業ということでカバーできるかどうか、私どもは疑問だと思ふ。この点につきましては、従来から何かこれに對して適當なる法制上の裏づけが必要ではないかということで、政府におきましてもいろいろ研究は続けて参りました。それから国会におかれましては、この問題について一時御提案があつたと記憶いたしております。そういったことで、従来からこの問題について研究を続けて参つておりますが、遺憾ながらまだ結論に到達いたしておりません。大体の考え方は、こういうふうな点に立つております。これらの事業を、現在あるのでありますから、これを禁止することは適當でない、これが一点であります。それから現在の法制の上では不十分である。少くとも契約者大衆を保護するという観点から見て不十分であると思ふ。従つて残

された問題は、現在やっております共済事業について、もつとはつきりした監督なり、あるいはいろいろな契約者大衆保護のために十分と思われる法制上の規定を整備することが必要であらう、こういうことで考えております。ただ問題は、一例を申し上げますと、昨年北海道の岩内大火がありまして、この際におけるあの地方にありましてこの種共済事業の、これらの火災における損補の状況等を見ますと、なかなかむずかしい問題があるということが新しく出て参つたのであります。それで私どもは、この実情等を十分もう少しきわめていきたい。つまりあまり厳格な、保険会社等に対して与えていくような苛酷な監督なり経理上の規定を整備するということとは、なかなか一挙にはむずかしいと思ひます。その程度その他につきましては、実情そのものとにらみ合せて考えなければならぬ。こういう点で、はなはだ数年来の懸案でありますけれども、いまだわれわれとしては、はつきりした結論を得ないということになっておりました。遺憾に存じますが、今後、なるべくすみやかにそういうことで法律案を整備いたしまして、提案申し上げたい存念でございます。

○浅香委員 御承知のように消費生活協同組合におきまして、一定の区域に居住しておる、あるいは職場を同じうしている、あるいはまた勤務地を同じうしている、この協同組合法によつて、これに加入することによつて、こういう共済事業者に契約ができるということになると思ひます。その場合に、県とか大都市などは、今日この協同組合法に基いて消費組合、共済組

合、中小企業というような組合ができ、そうしてこの共済事業を県全体もしくは大都市区域全体にこれを及ぼしているというところは、局長も御承知だろつと思ふ。そうすれば、これは当然いわゆる保険業法と同じ性質なものであると私も考えるのですが、先ほどの答弁で若干わかりましたが、いま一つ突き進んであなたの御意見をこの際にお伺いしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 法律上の性質からいいますと、先ほど浅香委員からお尋ねがありましたように、保険事業と共済事業との区画、区別ということとは相当重なっている面があると思ひます。私は共済事業でないともあえて言いませんが、保険事業でもある、しかも保険事業として、保険事業という性質を持つてゐる以上は、その保険という契約者大衆を十分に保護するということでなければならぬ。あるいは共済事業であるかもしませんが、同時に保険事業である限りには、保険事業にふさわしいような契約者大衆保護の規定を整備しなければならぬ。今お話しのように、だんだん広くなつて、ほとんど不特定多数と思われるようなものがそういう共済事業の名において行われてゐるということを実事耳にいたしておりました。これらについては、すみやかに立法措置を講ずる必要があると考えておる次第であります。○浅香委員 保険業法には相互会社の制度化を認められてゐる。そうして三千万以上の資金をもつてこれら会社を設立する、また社員を募集するといふようなことはいけるのですから、もし協同組合にして協同組合の精神にのつ

とが私は適當だと思ひ、その点そういうような方式に今後やりかえたいという方針ですか、この点もう一べん伺いたい。

○河野(通)政府委員 お話しのよう、共済事業の形で行われておりますものもいろいろの実態があるのであります。実態があります、今のところ私どもは、これを保険業法に基づく保険事業として改組するとか、あるいはそれを根拠づけるというような考え方はとつておりません。これは、やはりあくまで別途の法体系のもとに契約者保護の規定を整備していくという建前で行くべきものと考えております。○浅香委員 御承知かわかりませんが、私の調べたところによりますと、たとえば福井県におきましては、共済協同組合では、県民の火災保険、その下に共済協同組合という大きな看板を掲げておる。また安い掛金、そして県民の火災保険というような名称を使つております。また京都市あたりでは、京都市の広報課発行の市民新聞に、堂々と市民の火災保険だという宣伝をしておられることは局長御承知でしょうか、どうでしょうか。さらにこういう共済組合が保険事業ということをみずから実施してゐるものか、それとも法律上では共済であるけれども、これは契約においては保険なんだというふうなみにないものか、その点について、先ほど御答弁がありました、これは法律上相当疑義のある問題だと思ひます。その点もう一べん御意見を聞かしていただけないか。

○河野(通)政府委員 今お話しのようなことが関西方面で相当大規模に行われておるということは、耳にいたしております。しかし実はチラシ等を私は見ておりませんので、はつきりしたことは申し上げられませんが、そういうことが大規模に関西方面では行われているということは承知いたしております。それから保険業法と共済事業の關係であります、やはり私は、保険事業としての実体は持つておると思ひます。持つておりますが、事柄の性質から、やはり別の法体系によつて規制していく方が適當ではないかと考えておりますことは、先ほど御答弁申し上げた通りであります。○浅香委員 これに関連して、自治庁の長官か、もしくは担当の局長の出席を要求いたしておりますが、まだ出られないようです。一応大蔵省の銀行局長としては、この問題の今後の取扱ひ、あるいは意思等がはつきりいたしましたから、これで質問を終ることにいたしました。自治庁から出ました場合に、この質問の続行をお許し願ひます。○松原委員長 春日一幸君より関連質問の申し入れがあります。これを許します。○春日委員 ただいま浅香さんから御質問のありました問題は、これは本委員会におきましてもすでに長い懸案の問題でありますし、特に損害保険を共済組織でやる問題については、実は国会内において各党から代表者を選んで、そうして現在の事業協同組合法中に規定いたしております共済事業として、法律の根拠に基いて現在行なつておるのであります、しかしながら御指摘の通りに、それだけの基金を

もつては、あるいは契約者に対する損害を十二分にカバーする能力がありやいなやという問題でいろいろと疑義があるわけでございます。しかしながら、この問題は中小企業対策といたしまして、たとえば北海道におけるごとく、あるいは愛知県その他において、地方自治団体が中小企業対策として、もしこの組合において大きな火災が起きて、組合の基金をもってはそれをカバーすることができない場合は、それぞれ予算外の義務負担、こういうことでその損害を支弁することを保証する、こういうような事項で現在のところずつと行なっております。しかしこれが中小企業対策ということとは、どういう面であるかと申しますと、これは現在の火災保険の料率が依然として高い。従いまして、高い料率をかけることができないというので、火災保険の普及率というものは、われわれの調査した範囲によりますと、大体一八％から二〇％前後しかない。従って保険にかけていない他の八〇％の諸君は、保険料率が高いために一たん火災を受けた場合に、自力をもって更生することができないという状態にあるので、お互いに安い料率で、そうして多数の中で一人が火災を受けた場合には、他の諸君の保険料金でそれを一つ自力で立ち上るような、そういう保障をしていこうという制度に現在改められておることである。しかしこの問題については、いろいろ疑義があるから、大蔵省において単独立法で保険協同組合法を作るか、あるいは事業協同組合法の中でこれを改正して、この要請にこたえていくか、こういう問題は今慎重に議論されておるところであらうと思

う。全国において、すでに三十六団体が今やそういう結成を終わらせて、おむね堅実な方向にこれが動きつつあると思うのでございます。従いまして、これについての損害保険会社からのいろいろな反対の意見、運動等も顕著なものがあるやうでありますけれども、しかし、あくまで弱い中小商工業者たちがその危険をみずからカバーするというそういう問題は、もうすでに現存する問題であり、しかも政治問題としてもすでに長い懸案でありますから、どうか一つ政府がそういう組合の意見をよく聴取されまして、実情に沿った適切な立法を適當な機会に行われない。そういうことで、現在のこの三十六の組合、さらに今後だんだんと自治団体の協力で増加の傾向にあると思ひますけれども、どうか一つそういう共同組合組織によるところの共済事業が健全なる発展をし得るよう善処されんことを要望いたしまして、私の関連質問を終わります。

○松原委員長 石村委員から関連質問の中し出があります。これを許します。石村君。
○石村委員 ごく簡単にお尋ねします。が、保険事業というものは、大体共済的な性格を持ったものだと思う。その共済的な事業をすることによって、事業主体である公社は営利団体であるといふことで、こうした問題が今後ますます大きくなってくるんだと思ひます。大蔵省では、現在の保険会社を営利的な性格を改めるといふお考えはないものでしょうか、どうですか。これを何とか解決しなければ、一方で共済組合を抑えようとしたって、これはどういふ問題だと思ひます。必ずこの

共済組合は、今後ますます大きくなつて、大蔵省としては共済組合の育成という方向に進まざるを得ないと思ひますが、この点いかがお考えですか。
○河野(通)政府委員 現在の保険業法では、御承知のように株式会社に就いて保険を行いますものと、相互会社によつて行うものと二つあるわけでありま。相互会社は、御承知のように組織としては営利組織じゃない。しかも現在生命保険会社のほとんど全部が相互会社の組織でやっております。損害保険の方は、株式会社が組織の方が多いのでありますが、そういうわけで、株式会社が組織と相互会社組織と二つある。いづれにいたしまして、私も、私どもは今行われておるような民営による経営形態といふことは、今後その基本は維持していくべきものと考へております。しかしながら、その中において、銀行と同じように保険事業というものが非常に公共的な性格の強いものであるといふ点に着目いたしまして、その公共性の原則といふことはできるだけそれを守っていくように指導をいたして参つておりますし、そういう方向で今後参りたい、かように考へております。

○松原委員長 次に宇都宮徳馬君。
○宇都宮委員 与党です。遠慮して、きわめて簡単に質問いたします。実は私は、信用金庫と口座銀との口座取引の開設の問題について、簡単に一つ質問したいと思ひますが、御承知の通り口座銀と口座取引があるといふことは非常に便利で、その利用者にとつては、手形の交換が一日早く現金化できる、こういうわけで非常に便利で、また他の金融機関を通じて手形交換をいたしますには、やはりその銀行に多少金を積んでおかなければいけない。われわれは中小企業金融のためいろいろ努力してやっていると、すが、口座銀と口座取引をやらぬために、信用金庫が自分の親銀行と申しますか、その交換を代理しておる銀行に相当お金を積んでおかなければいかぬといふことになって、中小企業金融業務がそれだけ減るということになります。しかも信用金庫と同じような中小企業金融の性格を持つてゐる相互銀行は、一定の預金額があると口座銀と口座取引が開けるといふことになっておりますが、信用金庫に限りましては、どういふ規模になりましたか、手形交換額がどれだけ多くなりましたか、また預金額が多くなつても口座銀と口座取引が開けないといふことになっておるわけですか。これは中小企業保護の立場から申しまして、中小企業金融の立場から申しまして、非常に重要な問題かと思ひます。これに対して銀行局長の御意見を一つ承わりたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 信用金庫と中央銀行たる日本銀行との間に口座取引を開くか開かないかという問題につきましては、金融機関の制度のあり方という問題について、いろいろ慎重に考えなければならぬ問題だと思ひます。しかし御説のように、そういうことができれば、信用金庫の側におきましては、便益があるといふことは確かだと思ひます。従つて、その便益の点と銀行制度というものを考えた場合に、中央銀行の機能なり性格なり使命なりとどういふふうにかつて結びつけるかという問題と、両方天びんにかけて実は考へるわけでありま。御要望の点は十分検討いたしてみたいと思ひます。

○宇都宮委員 ただいま金融体系全体の立場から、信用金庫と中央銀行ととに取引させることはどうかというお話しがあったのですが、信用金庫のよるな中小企業金融機関とは日銀は取引しないといふような原則的なお考えがあるのですか。

○河野(通)政府委員 これは宇都宮委員も御承知と思ひますが、中央銀行といふものは、現在の組織におきましては、やはり商業金融の中央機関という形になっております。従つて商業金融といふものと中央銀行との関係といふところに金融制度の中核があると思ひます。もちろん中小企業金融の中にも商業金融といふものがあるわけでありま。これと中央銀行とのつながりは、制度的には全然あり得ないのだといふふうに私は考へておる。現に先ほど御指摘のように、相互銀行についても、従来は中央銀行と取引はなかつたのでありますが、数年前からそういう取引を逐次開いてきております。しかも相互銀行は、信用金庫よりも若干その組織が銀行的な色彩が強いのですけれども、やはり中小企業金融機関だといふ点においては、信用金庫と似た点がある。そういう点がありますので、私も、この問題については十分御要望の点を検討いたしたいと思ひております。

○宇都宮委員 大へん積極的な御返事を得て心強いと思ひます。とにかく最近信用金庫も相当大きくなりました。で、一生懸命で預金を集めております。ですから、やはり相互銀行のように四十億以上、でたら三十億以上というよ

うなところを線を引く。それ以上になつたら日銀と取引してもよろしいということになりまふと、信用金庫としても非常に張り合ひができるわけですね。そして一生懸命で預金を吸収する、また組合員をふやすということになりまして、それだけ中小企業金融も円滑になるわけでありまふから、日銀と信用金庫との取引開始の問題について、ぜひとも行政的に十分御努力をお願いします。はなはだ簡単であります。松原委員長 暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後二時二十分開議

○松原委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

金融に関する件についての質疑を続行いたします。淺香忠雄君。

○淺香委員 後藤財政部長に伺いたいのですが、今朝から大蔵省の銀行局長のお出ましを願つて、消費生活協同組合、あるいは中小企業協同組合が最近非常に保険事業類似の行為をしておることについての見解をただしたのです。つきましては、自治庁の方にた

しておきたいことは、消費生活協同組合にしても、結局組合員の発意的な意思によつて協同組合法に基いて作られた団体であつて、これに県とか市が予算外の義務負担をやつておるといふことに對して、自治庁はどうお考えになりますか。

○後藤政府委員 御説のように、私も消費生活協同組合、それから中小企業協同組合組織による火災保険類似の事業に對して、予算外の義務負担行為

をやつてゐるという話を聞きますが、具体的な内容は聞いておりません。そういうものに現在の地方団体が関与していか悪いかというお尋ねだろうと思ふのでありますが、私はどうも現在のところは、まだ積極的な意思を表示してないのであります。ただ私も、それは、そういうこともあり得るだろうから、その場合には、非常に事故が大きくなつた場合には市町村が負担することになります。従つて財政的に非常に裕福であれば問題はないのであります。けれども、財政的に裕福でないような市町村においてそういうことをすることは、われわれとしては現在消極的な意見を持つておる、こういう返事をいたしております。市において最も一、二私どものところにいつて

参つたところがあるものであります。私も、それは、それに対しては積極的な意見は表明いたしておりません。そういう組織でやるのがいいか、現在のようないふ市町村府県のそれぞれものの保険を全国的にやるのがいいかということにつきましては、まだ私もはっきりした態度をきめておりません。

○淺香委員 盛んになつておるといふ状態はお認めのようですが、これに對する対策とか、あるいは自治庁の今後の方針とかはまだお立てになつておらぬようですが、これは私は非常にうかつな話だと思ふのです。というのは、今日自治体が義務負担を的確にやつておるところが神戸市、あるいは金沢市、名古屋、京都、北海道、あるいは愛知、岐阜、秋田、福島、三重、た

くさんの例があつて、しかも市長なり、あるいは市の助役等が役員になつておる。そうして小さいので一千万円、三千万円、五千万円という程度の予算外の義務負担をやつてゐるわけですね。そこで私はあなたにお尋ねしたい点は、今日地方財政というものは非常に窮乏しておる。ほとんど赤字続きである。その窮乏しておる地方財政が、これだけの予算外の義務負担をやつていいかどうか、この問題についてあなたの率直な意見をお聞きしたいのであります。

○後藤政府委員 予算外の義務負担という制度は現在あるものであります。それがやはり住民の福祉を増進するために予算外義務負担をするのであれば、私も何らとめる理由はないと思ふのであります。ただその団体の財政が非常に悪いのに、予算外義務負担をして将来の負担を多くするというような結果になれば困る、こういうふうな結果になっておる、従つて今後の再建整備法の中にも、予算外義務負担等のものまでも見て参りまして、再建計画上どういふふうな処置していくか、それから将来のそういう再建団体の予算外義務負担については、注意を与えて、できるだけ財政の再建ができてからそういう負担をするように指導していきたいと思ひます。すでに義務負担というものはなかなかむづかしいことではないかと思ひますので、すでにできておりますものはしょうがないのではないかと、将来の問題について、ある程度再建団体について規制をしていこうという程度の考えを持つております。

○淺香委員 これは予測できない問題でありますけれども、将来火災等が非常に多くあつたといった場合に、三千万円なり五千万円なりの義務負担を決議して、これを支払いするときにその財源をどこに求めようとするのですか。たとえば地方債の発行によるのか、あるいは借入金によるのか、あるいはまた地方税の増徴によるのか、こういう点が私は考えられると思ふが、これはどういった点にその財源を求めようとするのか伺いたい。

○後藤政府委員 私どもの考えでは、そういう負担はやはり地方債の問題ではなくて、一般財源、つまり税金ないしは交付税でもつてまかなわなければならない、かように考えております。

○淺香委員 それにしまして、結局住民の負担になるか、あるいは国家の負担になるか、私はそうなると思ふのですが、もしそういうことがありました場合に、地方財政法の第二条の精神、御承知の通り国の財政に累を及ぼすような施策を行なつてはならぬということに、これは大きい関連を持つものだと思うのですが、その点はどうお考えになりますか。

○後藤政府委員 お尋ねの点がよくわからぬのでありますが、おそらくそういう保険事業をやること自体が、国の施策に影響することではないかと思ひます。しかしその地域内でもって住民の福祉になるような事業をやるといふことは、やはり自治団体でありますから、私は当然であると思ひます。直接やるやらぬは別であります。間接にこれを援助するということ、私は現在の自治制度の上でできると思つております。従つて国との関係は、私ははないのではないと思つております。

○淺香委員 そこで非常に問題になる点は、たとえば飯田とか、能代とか、熱海とか、あるいは先般ありました鳥取等のごとく、もし大火があつて、その全市の三分の一なり四分の一なり焼けるような場合も想像されると思ひます。そうした場合に、三千万円、五千万円の義務負担で済まされるかどうかというのを考えた場合に、これは追加負担をしなければならぬような場合に遭遇することもあると思ひます。

○後藤政府委員 すでに予算外の義務負担行為があり、そのワケが一応まゝつておられて、その後さらにそれを増額しなければならぬような場合があると思ひます。そういう場合には、やはり自治団体が自治的に増額するかどうかをきめるべきものだと思います。ただその場合に、先ほど申し上げましたように、再建団体でありますれば、再建計画を中心に考えるべきであつて、やはりその次の問題として考へていつたらよろしいのではないかと、かように考えております。

○淺香委員 こういう実例があるので、今の私の申し上げた点でのみだめな点があるようでございますが、たとえば神戸に例をとりますと、現在二万二千人の加入者がある。このうち八、九千人の被災があつた場合に、その内容は支払いができないようなきつめて貧弱な内容である。それは神戸共

濟の例をとりますと、三十年三月にこ
れは設立して、現在加入人員が二万二
千七百幾ら、契約者が三万九千五百幾
ら、共済掛金が一千二百四十七万一千
七百元、組合の出資が百四十八万五千
五十円、合計一千三百九十六万円、そ
の掛金から手数料を一〇%引くと、掛
金出資の合計は一千二百六十八万円、
共済金、すなわち保険金額は一口十萬
円です。これを百二十七口分に割
りますと、一・三三で除すと、九十五
になるのです。そこで先ほど申しまし
たように、かりに市内の三分の一でも
焼けた場合に、予算外の義務負担とい
うものは三千万円あるいは五千万円
いけるかどうか、どうしても追加負担
を決議しなければならぬ。そんなこと
ができるかどうか、ここに私は非常に
問題があると思うのです。これは重大
なところですから、もう一ぺん答えて
いただきます。

○後藤政府委員 たいま具体的な例
でのお話しでございますが、私どもは、
その場合に負担をするかしないかにつ
きまして、従来はこれと言っており
ません。従って、その地方団体がやは
り議会で議決して、その負担関係をは
きり議会で定めるというのでいいと思
うのでありますが、ただ赤字の多い団
体がそういうことをしてもらつて困
る、自分の団体の赤字を消すことを中
心に考えてもらいたい。住民全体の場
合でありますればまた別であります
が、おっしゃいますような住民全体で
はなくて、住民の一部が加入している
ようなものに予算外の義務負担を多く
するということは、現在の自治の建前
から申しましていいことではないの
ではないか、かように考えるのであり
ます。

○浅香委員 一、二お伺いしておきた
いと思うのは、火災共済の契約募集に
市の消防の方が従事しておられる。そ
の資料は、あなたの方のお手元に届いて
いると思うのであります。これは消防
の任務にもとるのではないか、この点
はどうですか。

○後藤政府委員 私、募集につきま
しては内容をよく聞きませんので、今
初めてお話しを承わったのであります
が、やはり消防職員がそれに従事する
ことは適当ではない、かように考えま
す。ただ市の消防職員は限定された人
であります。常備消防以外の消防団
員というのがありますので、そういう
人がやりますことについては、私ども
かれこれ申し上げる筋合いではないと
思います。

○浅香委員 非常勤消防団員とは、非
常勤の意味をさすのだと思いますが、非
常勤の方は差しつかえないようなお
話しがありましたか、非常勤のものに
ついては、町村の条例によってこれを
きめなければならぬ。ところが条例が
あるところがあるかといえ、ほとん
どないのです。そういう場合に、あな
たの今の答弁がどうも食い違いが出て
いるように思いますが、どうですか。

○後藤政府委員 常勤の消防職員は、
おそろくそういうことに携わること
だれでもないけないということになる
と思います。非常勤の消防団員が携わ
ること、これは条例のある場合とない場
合とあるかもしれません。多くの場合
はあるのであります。そういう人は
非常勤でありますし、ほとんど報酬を
もらっておりませんから、他の職務を

やることは別に差しつかえないのでは
ないかと考えます。

○浅香委員 部長は参議院の方へお急
ぎのようですから、簡潔に申し上げま
すが、消防本来の任務は、焼ける前に
生命、財産を保護することをもって任
務としていいます。消防の任に
ある者が火災保険の募集に携わって
いくことは、非常に問題があると思
います。というのは、一つの例をあげま
すと、毎日新聞に契約募集の資料とし
て、消防職員の出で出ておつた。内
容は言いませんけれども、強制され
ているというところに非常に問題があ
ると思ひますが、どうですか。

それから契約というようなのは、
全部消防署を通じてでなければいかぬ
というようなことでやっております
が、こういう点について御意見を伺
います。

○後藤政府委員 お話しした消防職員が
どういう資格でもってやっているかと
いうのが問題だらうと思ひます。もし
も単なる消防職員がそういうものに
与してゐるとすれば、私どもは注意し
なければならぬと考えます。

○浅香委員 だいぶ急いでおられるよ
うでありますし、国会末でもあり、い
ろいろ客観的情勢もありますから、い
ろいろこれに関連して突っ込みたいの
ですが、一応これはこの程度にいたし
まして、次会か何らかの機会にさらに
続行させていただきたいと思ひます。

○春日委員 日本輸出入銀行法の一部
を改正する法律案は、増資百四十億、
これが本法律案の骨子であると思ひわ
けであります。なかんずく百四十億
は、一括して産業投資特別会計から投
資されることに相なっているわけであ
ります。しこうして、百四十億円のう
ち七十億は、特殊物資納付金処理特別
会計から産投特別会計に繰り入れられ
る、こういうことが予算書には記載さ
れていないけれども、説明書の中に詳
細に記載されておるわけでありませう。

ところが御承知の通り、この会計は、
片一方は農林委員会において、片一方
は商工委員会において継続審議になつ
て、本国会中にはこの法案は成立しま
せん。成立しないという状況におい
て、結局この原案を検討いたします
と、この所要財源、特にこの七十億の
財源が特殊物資納付金処理特別会計か
ら受け入れることができない。従つ
てわれわれがこの法律案をかりに通し
たとしても、百四十億の増資をかりに
ここで与党並びに政府の御要請によつ
て通したとしても、財源に事欠くとい
う形になる。これは一体どこから七十
億円を持つてこれらるのであるか。現
在のこの特殊物資納付金処理特別会計
自体が成立をしないし、それに必
要なところの両委員会における法律も
なお成立していない。七十億円とい
う財源がなくて、法律を通したところ
で、全然意味をなさぬと思ひます。ま
た百四十億円の財源を得る道がないと思
ひます。にもかかわらず、政府はこの法
律案を通せ、こういうことを強要して
おるが、一体これはどういう理由に基
づいたものであるか、またかりにこれが
通つたならば、この財源をどこから弁

ずる方針であるか、この点を明らかに
してもらいたいと思ひます。

○藤枝政府委員 輸出入銀行に対する
百四十億の出資は、たいま春日さん
御指摘のように、産投特別会計からす
ることになっております。そしてこれ
も御案内の通り、産投からは、そのほ
か開銀及び電源開発公社にも出資をい
たすことになっております。それでそ
の産投の歳入の中に、たいま御指摘
のように、特殊物資会計からの七十億
円の受け入れが歳入に上つておるわけ
であります。その七十億がもしもで
きなくなつた場合にどうするかとい
うお話しでございますが、それは単に輸出
入銀行ばかりでなく、電源、開銀等に
も影響があるわけでありまして、直接
に特殊物資の方から上つて参ります七
十億を輸出入銀行にリンクしておる
という考え方はございませぬ。従つて
この輸出入銀行法の百四十億の出資の
改正をお通しいただきますならば、
できるだけ産投の中においての電源開
発、開銀とのにらみ合せも考へて、輸
銀の必要性にかんがみて、その資本を
充実していく、もし産投でどうしても
できない面がありますならば、他の一
般的な財政投融资等の関係を考へまし
て、その資金源とのにらみ合せにお
いて善処いたして参りたい、こう考へ
ておる次第でございます。

○春日委員 そういたしますと、この
七十億円というものは、現実に本国会
においては、まかなうに必要とする
ところの法律が未成立に終つておる
から、これは調停することができない
にもかかわらず、日本輸出入銀行の百
四十億をどうしても確保しなければ
ならぬ、こういう形になれば、そうす

と開発銀行に対する六十億と、電源開発に三十億、これを削ってここへ導入するか、あるいは按分比例で、これを三つの事業投資に分配するか、あるいはまたこの日本開発銀行と電源の出資を、これをそのままにするならば、この輸出入銀行の方において資金運用部資金から、別途七十億の借入れを行おうとしておるが、この方面に、とにかくこれを三百五十億にふやすことによつて、一応出資ではないけれども、輸出入銀行としての本年度の五百億資金計画というものは調弁することができると思う。私はこの開発銀行の六十億といえども、電源開発の三十億といえども、これは架空の見積りではなくて、それぞれの事業計画に基いて、必要欠くべからざるこの予算がここに計上されて、国会はこの予算書に基いて承認を与えておるので、今あなたの御答弁によると、開発銀行や電源開発の方を圧縮する、こういうことであるが、それで差しつかえないのであるか、現実に圧縮され得るのであるかどうか。圧縮しても、これらの事業計画は支障を来さないものであるかどうか、この点を伺つておきたい。

○藤枝政府委員 一例として申し上げたのであります、電源開発、あるいは開銀等の資金計画も、すでに御審議をいただきましたように必要なものであります。しかし先ほどもお話し申し上げましたように、特殊物資会計から産投へ入つて参ります七十億というのが、そのまま輸銀にリンクされておるといふ考へ方ではないのでありますから、従つてもし産投の歳入の七十億というものが全然見込みがなくなつたという場合は、あらためて産投

としても考へなければならぬことにするといふことを申し上げたのであります。そうして、場合によつては、他のあるいは資金運用部から産投へ回して、それを産投からの出資にするとか、あるいはまた直接に、春日さんがおっしゃつたような、資金運用部資金を貸付金の形でやるということもございしますが、できるだけ輸銀の出資金そのものを充実したいというものが、私どもの考へ方でありまゝから、それと投融資計画全体をならみ合せまして、そうして輸出入銀行の資本金も充実して、ともにまた開銀にしても何らかの処置をしなければならぬ。しかし全体の財政投融資計画の資金が、予定通りにならないという場合には、あらためて実行計画を立てなければならぬといふふうな考へておる次第でございます。

○春日委員 御答弁によると、産投会計の全体のワツクの中において、この七十億の別途の操作をすると言われるのでありますけれども、産投の会計の総額は二百三十八億円であります。その出資の額といふものは二百三十億、操作しようと思つたら八億しか操作のできるスペースといふものがなない。従つて二百三十億の出資計画の中で七十億といふものが減つてくれば、これは明らかに電源開発、あるいは開銀、あるいはこれを二つを減らすか、あるいは三つを按分に分配するか、現実の問題としては方法がないのです。これが一千億とか二千億の大きな会計の話だつたら、七十億くらい捻出する、いろいろな操作ができるかもしれぬのですが、この三つの支出が二百三十八億の中で二百三十億を占めておる、操作の全然余地がない。そういう意味で、二つの法案が今總統審議になつて、現段階において本委員会が、全然資金の見通しが立つていないのにこういう法律を通すということとは、非常に無理ではないか、それに実情に即せないではないか。さらにまた特別会計の予算をわれわれが承認を与えたといふことは、これは産投からこういう金がくるから、その金をもつてこへ資金を運用していくんだ、そういう説明に基いてのわれわれが理解の上で立つて承認を与えておる。ただ説明された大前提といふものが、全然こゝでこわれてきた。従つてそういうときには、その現実に即したところの法律の修正が行われることが、当然に必要欠くべからざることであると思ふ。それがいわば正論なんです。ところが今政府の答弁によりまゝと、どうしてもできぬ場合においては、さらに後日法律を修正して、そして資金運用部資金からの借入れの道を講ずることによつて、資金構想を立てていく。百四十億の出資を、一時総資金源の弁ぜられるだけ出資して、そして他に方途を講ずるといふような御答弁もありまゝし、のみならず、わが日本社会党は、特に輸出振興を重大視いたしておりますので、当面輸出振興に支障があつてはならないといふ大所高所に立ちまゝして、政府の提案ははなはだ支離滅裂であつて、理論が一貫しないけれども、わが党は輸出振興といふ大局的立場に立つて、一応この質問を終ることにいたします。

○松原委員長 お諮りいたします。本法案に対する質疑はすでに尽されておりますので、この際質疑を終局し、討論を省略して、直ちに採決いたすことに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうにいたします。

〔総員起立〕

○松原委員長 起立総員。よつて本法案は前会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に関する委員報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任願つておきます。これに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

なお、申出書の作成、提出手続等につきましても、委員長に御一任願つておきます。

○松原委員長 次に、閉会中における小委員会の存続並びに委員派遣承認申請の件についてお諮りいたします。

ただいま御決定を願ひました閉会中審査申し出の件が正式に当委員会に付記になりました際には、今会期中において設置いたしました税制に関する小委員会、金融に関する小委員会、国有財産に関する小委員会、専売事業に関する小委員会は閉会中もなお存続せしめ、各小委員及び小委員長は従前通りとして、それぞれ調査を進めることにいたしたいと存じます。これに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

なお、この場合の小委員並びに小委員長候補の補欠選任につきましては、会期中と同様に適宜委員長より指名することに御一任を願つておきます。

また、閉会中におきまして必要があ

りましたならば、各地に委員を派遣して、実地に実情を調査いたしたいと存じますので、議長に対し承認方を申請いたしたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

なお、派遣委員の選定、期間、派遣地等並びに申請書の作成、提出手続等につきましては、すべて委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

○松原委員長 この際お諮りいたします。先刻御決定願いました証券投資信託法の一部を改正する法律案につきましての閉会中審査の件が議院の会議で正式に付託されましたならば、来たる八月三日及び四日の両日委員会を開会いたしましたして、この法律案について、証券会社関係者を参考人として出頭を求め、意見を聴取することに取り計らいたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

なお、出頭を求める参考人の選定等の手続につきましては、すべて委員長に御一任を願つておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

なお、一言ごあいさつを申し上げます。

長期にわたる今国会中、ことにその最後に当りましては、炎熱焼くがとき中にもかかわらず、皆様方の御熱心なる御審議をいただきまして、おかげをもつて滞りなくすべての案件を議いたしましたことは、委員長といたしましてまことに感謝にたえないところでございます。どうか炎熱のさなかでございまして、次のおの御自愛いただきまして、次の国会には、元氣百倍のお顔を見せていただきますようお願いいたします。最後のごあいさつといたします。(拍手)

これにて散会いたします。

午後三時一分散会

〔参照〕

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和三十年八月三日印刷

昭和三十年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局